

災害時の外国人支援に関する 地域国際化協会と行政等との連携について
「NIC災害語学ボランティア」と「なごや災害ボランティア連絡会」

財団法人 名古屋国際センター
交流協力課 主事 近藤 公彦

はじめに

よい協定とは？——平時からの連携に向けて

協定の役割とは？——社会的リソースと行政のイニシアティブとの結合の戦略として

1. 名古屋国際センターの災害時外国人支援——二つの協定

(1) 「NIC災害語学ボランティア」

ア 「NIC災害語学ボランティア」(H13年度創設)

- ・災害時に日本語の理解が十分でなく必要不可欠な情報を得ることが困難な外国人を支援
- ・随時募集。18言語279人が登録(H19年8月末)
- ・年1回 訓練、研修を実施

イ 「災害語学ボランティアの活動に関する協定」(H13年度～)

- ・名古屋市の地域防災計画の一環
- ・名古屋市の要請を受けて活動。震度5強の地震発生時は指定活動場所(区役所等)に自動参集
- ・活動経費は名古屋市が負担
- ・区役所担当課に毎年派遣マニュアル・ボランティア名簿を配布

ウ 「災害語学ボランティア」の課題

- ・絶対数の不足
- ・必要言語と登録言語のギャップ
- ・災害知識の不足
- ・制度の認知度の不足

(2) 「なごや災害ボランティア連絡会」(H18年7月設立)

ア 趣旨

平常時から連携とネットワーク化の推進を図るとともに、防災に関する啓発活動を協力して実施することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進する

イ 構成団体

災害ボランティア団体、市、および関係機関

ウ 活動内容

- ・ 構成団体相互の情報交換や、防災啓発行事への参加、出展等による啓発活動の実施等
- ・ 毎月1回、第1木曜日に定例会を開催
- ・ 毎年1月開催の「防災&ボランティアフォーラム」(県・市主催)にブースを出展
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営図上訓練(区役所・区社協職員も参加)実施

エ 外国人支援における意義

- ・ 地域の防災活動の中に外国人という視点を埋め込む機会
- ・ ネットワークにより防災知識、関連リソースの不足を補う
- ・ 多文化共生の社会づくりを進める一つの回路として

2. 連携の経緯

(1) 災害ボランティア活動支援への名古屋市のとりくみ

ア 人材育成

- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座
- ・ 修了者による市内各区での防災ボランティア団体立ち上げ

イ 協働

- ・ 「災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定」
- ・ ボランティア団体と行政の協定
- ・ 平時の連携を規定——「顔の見える関係を」

ウ ネットワーク化＝「なごや災害ボランティア連絡会」

- ・ 「協定」を核に連携を拡大——防災は「総力戦」

(2) 「協定」の背景

ア 名古屋市 地域防災計画

イ 東海豪雨(H12)の教訓

ウ NGOとの連携

3. 協定を考える

(1) 役割：行政による公式の認知→PR、連携の促進の梃子

(2) 内容：災害時に備えた平時の連携が焦点

(3) 展望：広域・近隣連携の必要性

名古屋国際センター 交流協力課 民間交流係 TEL 052-581-5689

名古屋市 市民経済局 地域振興課 市民活動係 TEL 052-972-3128

災害語学ボランティア募集

なごやこくさいせんたー じしん だいきぼ さいがい お ひさい
名古屋国際センターでは、地震などの大規模な災害が起こったときに、被災
がいこくじん しえん がいこくご ぼらんていあ ぼしゅうちゅう
外国人を支援するための外国語のできるボランティアを募集中です。

かつどう

どんな活動をするの？

く やくしょ ひなんじょ か つ ひさいち こま がいこくじん かたがた
区役所や避難所に駆け付け、被災地で困っている外国人の方々に
む かんたん つうやく ほんやく
向けて簡単な通訳や翻訳をしていただきます。

じょうけん

どんな条件がありますか？

なごやし なごやしきんこう ざいじゅう ざいきん ざいがく さいいじょう
名古屋市と名古屋市近郊に在住か、在勤・在学の18歳以上で、
にちじょうかいわていど がいこくご にほんご がいこくじん かた ばあい
日常会話程度の外国語と日本語（外国人の方の場合は）ができる
かた
方です。

がいこくご ひつよう

どんな外国語が必要ですか？

えいご はじめ がいこくご
英語を始め、どんな外国語でもかまいません。

おといあわせさき

お問い合わせ先

ざい なごやこくさいせんたー
(財)名古屋国際センター4階
こうりゅうきょうりょくか みんかんこうりゅうかかり
交流協力課（民間交流係）

(052)581-5689

Eメール: vol@nic-nagoya.or.jp

へいせい ねんどさむらいごがくぼらんていあぼしゅうようこう
平成19・20年度災害語学ボランティア募集要項

1 登録期間
へいせい ねん がつ にち こうしんかのう
平成21年3月31日まで(更新可能)

2 登録要件など
おも かつどうないよう さいがいじ つうやく ほんやくあよびじょうほうていきょう
主な活動内容: 災害時の通訳・翻訳及び情報提供
登録要件: 日常会話程度以上の外国語能力を有する満18歳以上の方
げんご しゅるい といません
言語の種類は問いません

3 活動内容

じしん だいきぼ さいがいじ にほんご りがい じゅうぶん ひつようふ かけつ じょうほう
地震などの大規模な災害時に、日本語の理解が十分でなく、必要不可欠な情報
え る こと が 困難 な 外国人 を 支援 する ため、 区役所 や 避難所 等 での 外国人 被災者
の 通訳 として 活動 します。 具体的 な 活動 内容は、 発災 直後 から 予想 される 被災
外国人 からの 問合せ・要望、 避難所 での 生活 情報の 収集・伝達 時 等 における 現場
職員 の 活動 補助 など です。

はけんほうほう については、 名古屋 市 の いずれ の 区 において、 震度 5 強 以上 の 地震 が
発生 した 場合、 あらかじめ センター が 定めた 区役所 及び 市役所 等 へ 自動的に 派遣 する
指定 派遣 制度 となります。 これは、 有線 電話 や FAX 等 の 一般的 な 通信 連絡 手段
が 不通 になっている など、 ボランティア への 連絡 が 困難 になる こと が 予測 される ため です。
派遣 先 は、 基本的に、 英語 で 登録 の 場合、 名古屋 市 内在住 の 方は 在住 区 の 区
役所、 名古屋 近郊 にお住まい の 方は 名古屋 市 役所、 又は 名古屋 国際 センター となり
ます。 また、 その他 の 言語 については、 その 言語 を 話す 外国人 の 多い 区 での 登録 となり
ます(例: ポルトガル語 であれば 港区 役所 など)。

なお、 災害 発生 後 72 時間 以降 や 台風・水害 時 の 場合 は、 指定 派遣 先 へ の 自動
参集 は なく、 センター から の 個別 の 要請 を 受けて 活動 します。

かつどうひんど ひつよう しゅうじた
< 活動頻度 > 必要が生じたとき

けいひほじょ げんそく えん ひ
< 経費補助 > 原則として1,000円/日

げんざい やく げんご めい かた さいがいごがくぼらんていあ とうろく
現在、約20言語250名の方が、災害語学ボランティアとして登録しています。
なごやし やく まんにん がいこくじん きょじゅう かんがえる
しかし、名古屋市に約6万人の外国人が居住していることを考えると、まだまだ
ぼらんていあ たりて ごとうろく
ボランティアが足りていません。ぜひ、ご登録ください!

「なごや災害ボランティア連絡会」について

1 趣 旨

災害ボランティア団体、名古屋市及び関係機関等が平常時から連携とネットワーク化の推進を図るとともに、防災に関する啓発活動を協力して実施することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進することを目的として、平成18年7月8日に設立。

2 主な活動

- ▶ 構成団体間の情報交換及び連携・交流～平常時から“顔の見える”関係づくり～
定例会は月1回（毎月第1木曜日）その他必要に応じて臨時会を開催
- ▶ 区におけるボランティアネットワーク化の推進～全区にネットワーク組織を～
現在11区に団体あり、残り5区
- ▶ 各種防災関連行事への参加、出展等による啓発活動の実施
防災啓発巡回展、防災ファッションショー等々
- ▶ 災害ボランティア活動用資器材の管理
社団法人名古屋建設業協会、名古屋市とともに三者協定を締結（平成19年6月19日）

3 構成団体

以下の17団体で構成 座長及び正副幹事は輪番による交替制（任期1年）

- ・災害ボランティアコーディネーターなごや （座長）
- ・防災ボラネット守山 （正幹事）
- ・特定非営利活動法人レスキューストックヤード（副幹事）
- ・名古屋みなと災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋みどり災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋きた災害ボランティアネットワーク
- ・天白でいぶり
- ・名東区災害ボランティアの会
- ・名古屋ひがし防災ボランティアネットワーク
- ・名古屋みなみ災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋なかがわ災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋みずほ災害ボランティアネットワーク
- ・なごやにし防災ボランティアの会
- ・あいち防災リーダー会名古屋ブロック
- ・社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・財団法人名古屋国際センター
- ・名古屋市（事務局）

なごや災害ボランティア連絡会 会則

(名称)

第1条 本会は、なごや災害ボランティア連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は、災害ボランティア団体及び災害ボランティア支援団体（以下「災害ボランティア団体等」という。）名古屋市（以下「市」という。）並びに関係機関が平常時から連携とネットワーク化の推進を図るとともに、防災に関する啓発活動を協力して実施することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 構成団体相互の情報交換及び連携・交流
- (2) 啓発活動その他災害ボランティアに関する活動の企画及び調整並びに推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する災害ボランティア団体等、市及び関係機関で構成する。

(会議)

第5条 本会に座長を置き、構成団体の互選により選出する。

- 2 本会の会議は、必要の都度座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成団体以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課に置く。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成18年7月8日から施行する。

第19節 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の速やかな救護や自立を促し、社会を再建していくうえで、重要な役割を担うものである。

そのため、応急対策活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関との連携の強化、発災時の受入体制、活動の支援などの条件整備について定める。

また、ボランティアとの連携協力の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について相互理解を深めながら協力関係を築くものとする。

第1 平常時の連携

発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。

連携を図る団体・関係機関	活 動 内 容	担当部（局）
日本赤十字社愛知県支部	応急医療活動一般	健康福祉局、消防局
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 各区社会福祉協議会	福祉を始め応急対策活動一般	健康福祉局 各区役所
(財)名古屋国際センター	外国人の支援	市長室
市立高校	応急対策活動一般	教育委員会
学区連絡協議会	〃	区役所
名古屋地区大学災害対策連絡協議会	〃	人事委員会
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、消防局
その他（各種団体・企業等）	応急対策活動一般	関係局・区役所

第2 ボランティアの育成・教育

大規模災害時において、ボランティア活動が有効に展開できるよう、市民に対して災害ボランティアの意義、参加意識の啓発や人材の養成などを推進する。

1 ボランティア教育の推進

- (1) 防災講演会、研修会等による啓発の推進
- (2) 市民向け啓発冊子の配布
- (3) 教育の一環として児童・生徒に対する指導の充実
- (4) 企業・事業所に対する防災啓発の推進

2 ボランティアの確保

福祉ボランティア、市民救急員など特殊な技術・資格を要する職種については、災害発生時に人材を確保することが困難になるため、既存の登録制度の活用や新たな登録制度を採用することにより、あらかじめ体制を確保する。

3 ボランティアのネットワーク化の推進

災害時には、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。

このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。

第3 関係団体等への要請

災害発生後、応急対策に必要な人員が不足する場合は、「第1 平常時の連携」の表に掲げた団体・関係機関等に対し、ボランティア活動を要請するとともに、ボランティアセンターの運営について、ボランティア団体などの市民活動団体に対し、協力を要請する。また、ボランティアセンターの設置については、愛知県の設置する県広域ボランティア支援本部と連携し、効率的な役割分担を行う。

1 要請の方法

要請、受入れ及び連絡調整等は、「第1 平常時の連携」に掲げた担当部が行う。

担当部の長は、本部長（本部幹事会幹事長）の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

- (1) 活動内容
- (2) 活動期間及び活動場所
- (3) 受け入れる部又は区本部の連絡責任者名及び連絡先
- (4) その他必要事項

2 活動内容等

関係団体等に依頼する活動内容は、「第1 平常時の連携」に掲げた業務とし、受け入れる部・区本部長が指示をして活動させる。

第4 受入れ体制

ボランティアには、医師や看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアと被災者宅のあとかたづけなどの被災者の自立支援の活動や、避難所等における被災者の世話や話し相手など特別な資格を必要としない一般ボランティアに区分し、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備を図るものとする。

1 担当部

区分	担 当 部	担 当 業 務
一般ボランティア	市 民 経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの総合案内、受入れ、支援要請に関すること ・ボランティア関係機関、市民活動団体及び各部・区本部との連絡調整に関すること ・資器材、物資の調達に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること

災害語学ボランティアの活動に関する協定書

名古屋市(以下甲という。)と財団法人名古屋国際センター(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づく外国人支援の一環として、甲が乙に対して派遣を要請する災害時の語学ボランティア(あらかじめ乙に災害語学ボランティアとして登録された者をいう。以下「ボランティア」という。)に関し、必要な事項を定める。

(派遣要請)

第2条 甲がこの協定により乙へボランティアの派遣要請を行う場合は、文書により行う。但し、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により要請し、後日文書により行う。

2 前項に規定にかかわらず、名古屋市内で震度5強(名古屋気象台発表)以上の地震が発生した時は、甲が乙に対して文書により派遣要請を行ったものとみなす。

(派遣先)

第3条 ボランティアの派遣先は、前条第1項の場合は甲が派遣要請文書により示すものとし、同条第2項の場合はあらかじめ甲乙協議のうえ定めておく。

(活動内容)

第4条 派遣されたボランティアは、派遣先の職員の指示により通訳(簡易な翻訳を含む。)としての職員の活動補助を行う。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく乙の活動に伴う経費は、甲乙協議のうえ定められた範囲内において甲が負担する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(適用)

第7条 この協定は、平成13年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成13年3月29日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久

乙 財団法人 名古屋国際センター

代表者 理事長 堀内厚生

災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書

名古屋市（以下「市」という。）と災害救援系ボランティア団体及びNPO（以下「協力団体」という。）は、名古屋市地域防災計画に基づき市が設置する市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営協力及び平常時の防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力活動）

第1条 災害時に市が協力団体に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること。
- (2) 「名古屋市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）」の運営に関すること。
- (3) その他ボランティア活動に関すること。

（センターの設置）

第2条 市は、災害規模に応じて、市・区災害対策本部において、センターを設置する。

2 市は、センターの設置に当たっては、ボランティアと被災者のニーズとの調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を協力団体に要請する。

3 協力団体は、前項の要請があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

（活動拠点）

第3条 災害時にコーディネーターが活動する拠点は、センターとする。その他の活動拠点については、市、社会福祉協議会及び協力団体との協議のうえ決定するものとする。

（センターの運営）

第4条 市は、センターの運営に当たっては、対等な関係のもとでコーディネーターの自主性・自立性を尊重しなければならない。

2 コーディネーターは、社会福祉協議会と連携しセンターの円滑な運営に協力するよう努めるものとする。

（センターの閉鎖）

第5条 コーディネーターは、センターが閉鎖されるときは、当該活動について、市や社会福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

（活動期間）

第6条 市の協力要請に基づく協力団体の当該活動の期間については、市、社会福祉協議会及び協力団体が協議して決定するものとする。

(平常時の協力活動)

第 7 条 協力団体は、平常時から市の実施する次の施策について協力するものとする。

- (1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等
- (2) 「防災週間」を中心に開催される「なごや市民総ぐるみ防災訓練」
- (3) その他、防災に関する啓発活動に関すること

2 市と協力団体は防災に関する情報交換の場を設けるものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度市と協力団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第 9 条 この協定は、平成 17 年 6 月 18 日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 6 月 18 日

特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表理事 栗 田 暢 之

災害ボランティアコーディネーターなごや
代表者 高 崎 賢 一

防災ボラネット守山
代表者 鷺 見 修

名古屋みなと災害ボランティアネットワーク
代表者 高 崎 賢 一

名古屋みどり災害ボランティアネットワーク
代表者 岡 田 雅 美

名古屋きた災害ボランティアネットワーク
代表者 新 井 明 子

天白でいぶり

代表者 田 中 由 幸

名東区災害ボランティアの会

代表者 巾 賢 治

名古屋ひがし防災ボランティアネットワーク

代表者 浜 辺 文

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松 原 武 久

平成18年2月5日に同内容で締結

名古屋みなみ災害ボランティアネットワーク

代表者 村 松 克 己

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松 原 武 久